

～窓口での相談をされる前に～

農用地区域からの除外（農振法第13条第2項各号）の要件チェックリスト

このリストは、農業振興地域整備計画で農用地等として指定している土地を、やむを得ず別の用途に利用することを考えている皆様に除外に必要な要件をご確認いただくためのチェックリストです。

農用地等として指定されている土地は、農業以外の目的で利用することを厳しく制限されていますので、まずは要件を満たしているかご確認ください。

農振法第13条第2項各号の要件チェックリストについて

農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、国土資源の合理的な利用の見地から都市化の進展等の経済事情の変動等により、当該農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することが必要となる場合に、農用地区域からの除外を認めるものであり、農用地区域内の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障がないことなど、農振法第13条第2項に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り除外をすることができるとされています。ただしチェックリストの項目すべてに該当した場合でも、ご相談の内容によっては除外できない場合があることをご了承ください。

第1号

（1）「当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であると認められること」

- 具体的な転用（事業）計画がありますか。 除外後、直ちに農用地以外等に利用する緊急性がありますか。
- 農用地区域外の土地について選定検討したが、選定できない明確な理由がありますか。
- 必要とされる面積等からみて農用地区域から除外する面積が過大ではないですか。
- 都市計画法等他法令の許可見込みはありますか。

（2）「農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること」

- 農用地区域外の土地に家屋の新築が可能な土地があるにもかかわらず、家屋の新築のために農用地区域からの除外をする明確な理由がありますか。
- 農用地区域外の土地と併せて利用可能であるにもかかわらず、宅地全体を農用地区域内の土地だけで対応する明確な理由がありますか。
- 土地所有者の了承を得ていることや土地価格が安価であることを理由に、農用地区域外の土地に代えることが困難と判断していませんか。

裏面へ続く

第2号

（1）「当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。」

- 集団的農用地に囲まれていない縁辺部ですか。 高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等に支障が生じませんか。
- 除外をすることで土地利用の虫食い状態や混在化を招くことはありませんか。
- 日照、通風及び雨水、汚水等の放流により農業への影響はありませんか。

（2）「土地改良事業等の施行に係る区域内の土地等農用地の集団化、農作業の効率化等に適していると考えられる土地を農用地区域から除外する場合」

- 認定農業者、特定農業法人、特定農業団体等への農用地の貸し借り制度に支障を及ぼす恐れがないか十分に検討しましたか。

第3号

「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること」

- 認定農業者、特定農業法人、特定農業団体等の効率的・安定的な農業経営に支障を及ぼしませんか。
- 認定農業者、特定農業法人、特定農業団体等の経営する一団の農用地の集団化が損なわれませんか。

第4号

「農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること」

- ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上に必要な施設に支障を及ぼす恐れはありませんか。
- 土地の保全に必要な施設の機能を損なうことで、土砂の流出または崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生する可能性はありませんか。
- 土地の保全に必要な施設の機能低下により、土砂等の流入による用排水停滞、汚濁水の流入等はありませんか。

第5号

「土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること」

- 工事完了の日が属する年度から8年を経過していますか。

※一つでも項目に該当しないものがあつた場合は、農用地区域からの除外手続きはできません。

※すべての項目が該当した場合は、農業水産課へご相談ください。